

令和2年度 第13回天童市農業委員会総会 会議録

令和3年3月15日（月）午前10時00分 第13回天童市農業委員会総会を
農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	佐藤悦雄	2番	須藤隆司
3番	那須桂子	4番	松田康政
5番	仲野真	6番	三宅藤義
7番	高橋昭義	8番	五十嵐晋
9番	今野滋	10番	太田博巳
12番	秋保茂男	13番	細矢幸市
14番	小川晋	15番	武田仁
16番	清野貢市	17番	荒沢亨助
18番	五十嵐慶一	19番	堀越重助

2 欠席委員

11番 梅津節子

3 出席事務局職員

事務局長	今田明	事務局長補佐	澤和彦
行政主査	鈴木麻悠子	主事	布施雄基
主事	大貫彰太		

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告（運営委員長、広報編集委員長）

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」

「農地改良（畑地への変更）受付状況報告書」

「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議事

- 承認第13号 農地法第5条第1項第7号の取消しについて
- 承認第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について
- 承認第15号 農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて
- 議第52号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第53号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第54号 第12回農用地利用集積計画について
- 議第55号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

第7 閉会

5 議 事 録

午前10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る3月9日付け農委告示第15号をもって招集した令和2年度 第13回 天童市農業委員会総会を開会いたします。

　　本日の総会に欠席の委員は

　　11番 梅津節子 委員

　　以上1名であります。本日の総会への出席委員数は、委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

堀越会長： 　　本日の議事進行は総会資料を事前に配布しておりますので、事務処理報告は読み上げを省略し、「承認第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」、「議第52号 農地法第3条の規定による許可について」、「議第54号 第12回農用地利用集積計画について」、「議第55号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について」は集約説明とします。

　　本日の進め方について、異議のある方はいらっしゃいますか。

(異議なしの声)

　　異議がないようですので、そのように取扱います。

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員を指名します。

　　18番 五十嵐 慶一 委員

　　1番 佐藤 悦雄 委員

両委員にお願いします。

議 長 **日程第4** 委員長報告をお願いします。

清野 貢市 運営委員長。

清野委員 本日9時より第7回運営委員会を開催いたしました。詳細は全員協議会で報告します。

議 長 今野 滋 広報編集委員長。

今野委員 去る2月25日に第4回広報編集委員会を開催いたしました。内容は農委広報122号についてです。全員協議会で資料として添付しますので御覧ください。原稿をお願いした皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長 **日程第5** 事務処理報告をお願いします。

今田事務局長 お手元の事務処理報告を御覧ください。2月15日から本日の総会までの行事報告となっておりますので御確認ください。

次に総会資料を御覧ください。

1 ページが「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について」です。件数3件、面積1,216.36㎡です。

2 ページが「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告書」です。件数1件、面積2,823.00㎡です。

3 ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書(相続等)」です。件数6件、合計面積43,990.00㎡です。

4 ページが「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、面積304.00㎡です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま事務局から事務処理報告がありました。御質問等ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議 長 **日程第6** 議事に入ります。承認第13号「農地法第5条第1項第7号の取消について」を上程します。事務局の説明を求めます。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から御質問等ありませんか。
議 長 お諮りいたします。承認第13号については、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 承認第13号については異議なしと認め承認することに決定いたします。

議 長 承認第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

(仲野 真委員 退室)

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等ありませんか。

議 長 お諮りいたします。承認第14号については、御異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無しと認め、承認第14号について承認することに決定します。

(仲野 真委員 入室)

議 長 承認第15号「天童市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて」を上程します。事務局の説明を求めます。

澤局長補佐 (総会資料に基づき説明。)

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から御質問等ありませんか。

議 長 お諮りいたします。承認第15号については、御異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 承認第15号については異議無しと認め承認することに決定いたします。

議 長 議第52号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

清野委員 1番。事由のとおり問題ありません。

細矢委員 2番。申請者は両方東根市の方です。東根市農業委員会に問い合わせたところ、祖父と孫だということでした。祖父から孫に農地を貸すということです。受人は20代ですが、新規就農する予定で現在手続きを進めているとのことでした。

秋保委員 3番。事由のとおり問題ありません。

荒沢委員 4番。受人に電話で確認しまして、問題ありませんでした。

松田委員 5番。問題ありません。

小川委員 6番、7番。事由のとおり問題ありません。

五十嵐委員 8番。事由のとおり問題ありません。

三宅委員 9番、10番。農地利用で違反がありましたが、年内に必ず片づけると誓約をいただいております。

高橋委員 11番。事由のとおり問題ありません。

今野委員 12番。事由のとおり問題ありません。
13番。渡人が高齢のため受人に譲るという事で問題ありません。
14番、15番、16番、17番。登記上の錯誤が見つかり、是正するため交換するという申請事由です。

武田委員 18番。事由のとおり問題ありません。尚、受人はもう少し農地を増やしたいという希望がございましたので、御承知おきいただければと思います。
19番。事由のとおり問題ありません。

議 長 ただいま説明がありましたが、御質問等ありませんか。

議 長 お諮りいたします。議第52号については、御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第52号については、可決することに決定します。

議 長 議第53号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 地区担当農業委員の説明を求めます

須藤委員 1番。3月5日 事務局の布施さんと武田委員、清野委員と現地調査してまいりました。譲渡人は地区の実行組合長をしており、次男の分家住宅ということでした。場所的にも住宅地に隣接しておりますの

で問題ないと思います。

清野委員 2番。資料の記載のとおりで問題ないと思います。

議長 続いて、調査会委員の説明を求めます

武田委員 3月5日 調査会を行いました。申請地は資料のとおり宅地近辺の場所ですので問題ありません。

議長 ただいま説明がありましたが、御質問等ありませんか。

議長 お諮りいたします。議第53号については、御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議第53号については可決することに決定します。

議長 議第54号「令和2年度 第12回農用地利用集積計画について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

(清野貢市委員、仲野 真委員 退室)

鈴木行政主査 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等ありませんか。

議長 お諮りいたします。議第54号については、御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議第54号については可決することに決定します。
(清野貢市委員、仲野 真委員 入室)

議長 議第55号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について」を上程します。事務局は簡潔に説明をお願いします。

鈴木行政主査 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただいま説明がありましたが、御質問等ありませんか。

三宅委員 中間管理は賃貸借じゃないとダメだと聞いていたんですが、使用貸借でも良いのでしょうか。

鈴木行政主査 配分計画案にある使用貸借ですが、実際は相対で物納で行うということのようです。中間管理機構の方で口座以外の取引の場合は、事務処理上使用貸借とするように聞いておりますので、権利の種類は使用貸借となっております。先ほどの集積計画でも使用貸借ですので、無償となっております。

三宅委員 今後は中間管理も無償の使用貸借で通るという認識で良いですね。

鈴木行政主査 今回のように物納で行う、口座の取引が発生しない場合は、使用

貸借で行うそうです。

三宅委員 今までは物納であっても金額を入れなければいけなかった訳です。それが変わったのは最近のことなんですか。今までの約束事が生きていたのであれば、金額を入れなければいけない。そうだとするとこちらの指導の仕方も変わってくるので宜しくお願いします。

従来は使用貸借や無償は認められなかったのが、いつから認められるようになったのか、分からない。

議長 意見のある方いますか。

佐藤職務代理 以前の農業委員会総会で賃借料が1円というので揉めたことがありましたね。中間管理機構で最初現金扱いしかないという方針だったので、私も中間管理を使った時に貸主は現物が良いということだったが、12,000円にしました。

こういうことがありますので、もし物納や無償が認められるのであれば、農業委員にも伝えて欲しいとは思いますが。どうしてこういうふうになったのかは聞きたいと思います。

議長 事務局分かりますか。

今田事務局長 ただいまの件ですが、いつから法的にそのようになったのかは、中間管理機構に確認をしまして、次回の総会の際に報告申し上げます。

国の政策では農地法の貸借よりも中間管理機構を利用して欲しいということでしょうから、使用貸借も使えるように拡大したものと理解しております。確認してお伝えします。

議長 第三者的には無償というと、タダで貸し借りしているという感覚になりますから。ただ、中間管理機構は金額を書くと自動引き落としになる。賃借料をもらったけれど、米が欲しいと言われて米を持って行ったら代金をもらえなかったというようなトラブルもあります。はっきりしてもらった方が良いですね。

三宅委員 当初は物納にしても金額を入れて、物納で持って行った時に先ほど佐藤職務代理が言ったとおり、お金でもらいなさい、でない認められませんよという指導だった。必ず5千円でも1円でも金額を入れて物納の取引をしなさいというやり方だったはずです。

それがいつの間にか無償でも良い、使用貸借使ってタダでも良い、というのは腑に落ちない。こういうふうには物納したい人もいます訳です。私も今回こうできることが初めて分かった訳です。分かっていたらそ

のように指導もできたので、その辺ははっきりさせていただきたいと思います。

議長　　こういうふうにできるようになったということですから、農業委員として頭に入れて御指導いただければと思います。国の方では中間管理を使ってくださいということで、農林課へ実績報告を課している訳ですから。いつからそうなったかが分かればまた伝えていただければと思います。その他ございませんか。

清野委員　その件に関してですが、物納ということですが1反歩あたりどのくらいですか。

鈴木行政主査　1反1俵の基準でと伺っております。

議長　　その他ございますか。なければお諮りいたします。議第55号については、御異議ございませんか。

(異議無しの声)

議長　　異議無しと認め、議第55号については可決することに決定します。

議長　　それでは、以上をもちまして、令和2年度第13回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時40分　閉会

上記のとおり会議の内容を収録し、相違のないことを証するため署名する。

令和3年3月15日

天童市農業委員会　第13回総会

議長　堀越重助

議事録署名委員

18番　五十嵐　慶一　委員

1番　佐藤　悦雄　委員